

新宿区職員措置請求監査結果

平成27年6月

新宿区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

新宿区

今井 二郎

2 請求書の提出

平成 27 年 5 月 7 日

3 請求書記載の内容

(1) 概要

ア 新宿区は、道路法に定める道路管理者としての管理義務を怠っている。

イ 新宿区は、不当利得した占用料を直ちに業者に返還すべきである。

ウ 私有地上の無断架設については新宿区にも道路管理者としての責任がある。

エ 東京電力株式会社の越境架線について、新宿区が現場確認を怠る占用許可に起因するものであるから、その責任を認め、解決に向け積極的に行動すべきである。

オ KDD I 株式会社が生新宿区に無断でケーブルを架設していた事実が判明したが、新宿区の道路管理の杜撰さがこのような事態を招き、新宿区に損害を与えている。

カ 監査委員自身が調査して実態を解明し、これまでの区の得べかりし利益がどの程度なのか明らかにすべきである。

キ KDD I 株式会社の電線に道路占用許可申請もれがあった件について、改めて道路許可申請の上、許可したことの妥当性を監査し、明らかにされたい。

ク 道路管理者は、KDD I 株式会社から徴収すべき占用料を 3 月末の決算時点で会計処理していない。

(2) 措置請求の趣旨

新宿区道が KDD I 株式会社によって不法に占用されていた事実が判明するなど、道路法が求める道路管理者としての管理義務を怠っていることから、それを是正するために必要な措置を求める。

(3) 提出資料（事実証明書）

資料 1 平成 27 年 1 月 8 日付、情報開示請求書

資料 2 平成 27 年 1 月 13 日付吉住健一区長の回答書

資料 3 平成 27 年 2 月 4 日付、新宿区の方針再確認書

- 資料4 平成27年2月20日付、吉住健一区長の回答書
- 資料5 平成27年3月9日付、新宿区の方針確認書
- 資料6 平成27年3月27日付、吉住健一区長の回答書
- 資料7 投書等の処理報告 3通
(決裁書表紙のみ)

4 請求の要件審査

本件請求については地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象

(1) 対象部

本件措置請求は道路占用許可事務及び道路占用料の徴収事務を行っているみどり土木部（以下「監査対象部」という。）を監査対象とした。

(2) 対象事項

新宿区道が不法に占用されていたにもかかわらず何らの是正措置を講じなかったこと、占用料徴収の懈怠、道路法が求める道路管理者としての管理義務を怠っていることの違法性、不当性について監査対象とした。

2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成27年6月1日に請求人からの新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、請求人から平成27年6月5日に「みどり土木部の弁明に係る意見書」が提出された。

3 請求人主張の概要

新宿区職員措置請求書に記載された請求内容及び上記2により陳述された内容等の概要は以下のとおりである。

- (1) 新宿区は道路法に定める道路管理者でありながら、道路占用許可申請者からの申請がなされても、一度として現場に赴きその適否を審査した形跡がない。すべてを申請者に丸投げしているが、これは道路法が定める道路管理者としての管理義務を明らかに怠っている。
- (2)－① 道路占用許可の申請時点で現場も見ず、その後も一切管理していない新宿区が、適法、適正に許可し、管理している等と主張することは

できない。

- ② 新宿区は、占用料の不当利得は直ちに業者に返還して自らの襟を正すべきである。
 - ③ 私有地東側に無断で架設した4社のケーブルは、基本的には新宿区が占用許可した電柱から電柱へと架設されていて、これを許可した新宿区にも相応の責任がある。
- (3) 東京電力株式会社の（私有地への）越境架設という事態は、そもそも新宿区が現場確認を怠る杜撰な占用許可に起因するのだから、新宿区がその責任を認め、解決に向け積極的に行動すべきである。
- (4)－① KDD I 株式会社が生野区に無断でケーブルを架設していた事実が判明したが、新宿区の道路管理の杜撰さがこのような事態を招き、新宿区に損害を与えている。
- 監査委員自身が調査して実態を解明し、これまでの新宿区が得べき利益がどの程度なのかを明らかにするよう求める。
- ② KDD I 株式会社の電線に道路占用許可申請もれがあったとして、改めて道路占用許可申請があり、新宿区が許可したことの妥当性を監査し、明らかにされたい。
- (5) 道路管理者は、KDD I 株式会社から徴収すべき占用料を3月末の決算時点で会計処理していない。事態は1月中に判明したのであるから、当然3月末時点では徴収されているべきである。
- また、調査中で金額が確定していなければ、期末時点での見込金額を未収計上するのが正しい会計処理のやり方である。
- (6)－① 現在の情報開示体制では、新宿区長に請求してもその回答は、実質、実務担当者任せでその妥当性についての幹部のチェックが一切なされていない。
- ② 新宿区は、国や東京都から多くの権限を委譲され執行を求められている。また、自ら条例を定め執行している。しかしながら、新宿区長以下の新宿区職員が、執行方法を過ったり、恣意的な運用をすれば区民は迷惑を蒙る。幹部の反省と現行体制の改善を求める。
- (7) 新宿区が東京電力株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社ジェイコム港新宿、KDD I 株式会社の道路占用許可申請責任者を招集し、請求人を交えてこの異常事態解決に向け協議することを求める。

また、監査対象部の弁明に対する請求人の意見書の概要は以下のとおりである。

- (1) みどり土木部長が弁明のより処とする国土交通省通達の「道路占用許可

申請書の添付書類については、占用許可申請に必要な最小限のものを求めることとし、申請者に過度の負担をかけることのないよう厳に留意すること」については、国土交通省道路局路政課は、「当該通達の趣旨は、申請者の過度の負担にならないよう配慮しながらも、道路占用許可に必要な添付書類は、当然のことながら求めるべきであるということ。道路法はその適用を道路に限った法律であるが、占用許可に際し、第三者の権利を侵害するといった他の法律に反する行為や占用許可を理由にこれを是認するようなことは全く想定していない。また、個別に立地明細を表示した地図添付の無い申請で許可したり、全く現地に赴かないで道路管理する等は、道路管理者としての責務を果たせないもので、あり得ないことと考えている。」との見解を示している。

- (2) 「私有地上の電線」に関するみどり土木部長の弁明は事実認識に誤りがあるだけでなく、1月23日に現地立会をした新宿区の職員は事実を偽っている。
- (3) 近衛226の柱は、道路ではなくて新宿区の私有地上に立地しているため、新宿区特定公共物管理条例に基づき占用許可されている。同条例施行規則第8条2(9)によれば、許可申請の際、「占用等が当該地先若しくは隣接地先の土地建物に影響を与えると区長が認める場合又は地元居住者の同意が必要であると区長が認める場合にあつては、当該土地建物の所有者若しくは占有者又は地元居住者の同意書」の提出が義務付けられている。区長は、4社に新宿区特定公共物管理条例の趣旨を説明し、請求人の同意書の提出を求めた上で、占用許可の諾否を改めて審査すべきである。
- (4) 現地立会で、東京電力株式会社は、道路占用許可を受けた近衛184から185に至る電力ケーブルが私共の所有地上に越境して架設していることを認め、立ち会った新宿区の職員もこれを視認している。従って、みどり土木部長の「区道上において、これらの占用物件は不法状態にない。」との主張は、事実と反している。
- (5) 平成26年度分の占用料を規定より9日遅れの平成26年6月9日に徴求しておきながら、監査対象部が「適正に処理している。」と主張するのは、資金効率を考慮しない、区有財産管理上の明らかな規定違反である。

4 監査対象部の弁明及び陳述

監査対象部に対し本件に係る弁明書及び関係書類の提出を求め調査を行った。

また、監査対象部から提出された弁明書に基づき平成27年6月1日に陳述の聴取を行った。

5 職員措置請求書に対する弁明の概要

請求人の主張に対し、下記のとおり弁明する。

なお、以下、便宜的に、請求人の所有地の北側に接する新宿区道を「本件区道」という。

(1) 上記3の(1)について

- ① 道路占用許可事務では、道路占用許可基準等により書類審査を実施し、必要により現地確認を行っている。
- ② 現地に赴くか否かについての法令上の定めはなく、道路占用許可に関する必要条件とはなっていない。
- ③ 占用許可の際には、占用の場所や構造、数量、期間などを申請書及び添付資料により書類審査している。電柱や電線に関する定型的な許可申請や許可の更新に際しては書類審査の対応が可能であるものが殆どであることから、道路管理義務を怠っているものとは言えない。

(2) 上記3の(2)について

- ① 適正な道路占用許可のもと占用料の徴収を行っているから、占用許可の取消しや占用料の返還は理由がない。
- ② 私道など私有地上の電線については、各電線管理者と土地所有者間の法律問題であり、区が関与することはない。

(3) 上記3の(3)について

区は、現場立会いの時に、東京電力株式会社の電線の一部が請求人の所有地側に越境していることを同社の担当者とともに確認した。請求人からの架線替えの要望については、区から2月18日に同社へ話を伝えている。

区は、これまで請求人からの要望に適切に対応している。

(4) 上記3の(4)及び(5)について

① 無断架線について

ア 平成26年12月15日の公文書公開請求による公開文書を準備する際、本件区道に占用物件として図示されていない電線（近衛185号柱付近の電線で、以下、これを「本件電線」という。）が現地にあることを確認し、その所有者であるKDDI株式会社に対して直ちに占用許可申請を行うよう指導するとともに、原因調査を指示した。

イ 平成27年3月24日、KDDI株式会社から調査報告があり、本件電線は、平成18年度に、それまで東京電力株式会社が行っていた通信事業をKDDI株式会社に移管した際に引き継がれたものの一部であることが判明した。

ウ 平成18年度当時、KDDI株式会社は事業移管に伴う道路占用許可申請を行い、区は平成19年1月1日から同22年3月31日までの期間、

道路占用を許可している。その時の申請書の添付図面（占用物件位置図）には、本件区道への電線が表示され、道路占用許可を適切に行っている事実を確認した。

エ 平成 22 年 4 月 1 日の更新申請時には、東京電力株式会社から移管のあった電線（以下「本件移管電線」という。）をそれまでの KDD I 株式会社の所有する電線の管理数値に足して占用数量の許可を受けたものの、占用物件位置図への記載がもれていたことを確認した。

オ 区は、請求人に対し、平成 27 年 1 月 13 日付けで「占用許可申請もれが見つかったため、直ちに占用許可申請を行うよう指導した。」と回答している。これは、原因調査が継続する中、正確な説明が困難な状況において、文書保管されている平成 22 年度の道路占用許可の書類に基づいて、請求者に対して状況を端的に説明したもので、その後の調査で更新申請の際の図面に不備があったことを確認した。

今回の対応（平成 27 年 3 月 24 日付けで KDD I 株式会社から更新申請がなされ、同年 3 月 25 日に道路占用を許可したものは、更新申請の際に不備のあった図面を修正させるために行われたものである。

② 占用料徴収について

ア 平成 22 年度の更新時の占用料の徴収額は 24,236,838 円であり、平成 22 年 6 月 1 日に KDD I 株式会社から納入されていることは、平成 22 年度の歳入予算整理簿で確認できる。

イ 平成 22 年度の占用料の算定根拠となる占用数量については、平成 19 年 1 月 1 日の東京電力株式会社から KDD I 株式会社への事業移管当初から正規の数量で許可が行われており、平成 19 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの占用料 2,322,072 円についても、平成 19 年 4 月 2 日に KDD I 株式会社から納入されている。

ウ 占用料の徴収事務は各年度で行われている。

エ 平成 26 年度の占用料は、平成 26 年 6 月 9 日に KDD I 株式会社から納入され会計処理されている。

(5) 上記 3 の(6)について

本件の投書等の処理報告については、区長が決定を行うものであり、いずれも新宿区事案決定規程（平成 11 年新宿区訓令第 16 号）第 5 条に規定するところにより、適正に処理している。

(6) 上記 3 の(7)について

道路占用許可事務及び道路占用料徴収事務は適正に行われており、占用許可体制の再構築については考えていない。私有地上の電線については、各電線管理者と土地所有者間の法律問題であるため、協議に区が関与する

ことはない。

6 関係人調査

- (1) KDD I 株式会社に対し、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、調査を行い、後記「事実関係の確認(5)」に記載のある各道路占用許可申請に係る書面等を確認した。
- (2) 東京電力株式会社に対し、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、調査を行い、近衛 185 号柱（電柱）及び同 186 号柱（電柱）の安全性等を確認した。

7 現地調査

平成 27 年 5 月 13 日に職員措置請求書に記載された地域を現地調査した。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 道路占用許可の法的性質について

道路の占用とは、一般公衆の自由な通行という道路本来の用法をこえて、道路の地上又は地下に一定の施設を設け、これを継続的に使用する特別の権利（以下「占用権」という。）の設定されている関係をいい、また、道路の占用許可とは、道路管理者が、一定の申請に基づき、一般交通の用に供する為の公の施設としての道路本来の機能を阻害しないように、右申請が占用許可要件を具備しているか否かを判断し、道路管理権の作用として占用権を特許する行為であって、一定の申請を要件とする特殊行政行為（原則として道路管理者の自由裁量に属する）たる性質を有するものと解される（千葉地裁昭和 53 年 6 月 16 日判決）。

(2) 道路占用の許可基準とその取扱いの実態について

ア 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 33 条は、道路の占用が同法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当するものであって、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第 2 項第 2 号から第 7 号に掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、許可を与えることができるとしている。

また、法第 32 条第 1 項では、道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を得なければならないとし、同条 1 号で、電柱、電線等その他これらに類する工作物をあげている。

イ 一方、道路法第 36 条では、水道、電気、ガス事業等のための道路の

占用の特例として、電気事業者（東京電力株式会社等）及び認定電気通信事業者（東日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ジェイコム株式会社等）が電柱、電線若しくは公衆電話所（その事業の用に供するものに限る。）を道路に設けるために、道路占用許可の申請があった場合において、当該申請に係る道路の占用が法第33条第1項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、許可を与えなければならないとしている。

上記の規定は、いわゆる義務占用物件についての規定であるが、義務占用物件は、一般公衆の生活と密接な関係を有しているため、公益性が極めて高く、個別の事業法において、一般利用者に対する役務提供義務等が設けられていることなどの事情を踏まえて、占用許可に当たっての道路管理者の裁量を制限する特例的な取扱いがなされている。

なお、一般利用者に対する役務提供義務等が設けられている個別の事業法は、次のとおりである。

- ・ 電気事業法第18条（供給義務等）

一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における一般の需要（事業開始地点における需要及び特定規模需要を除く。）に応ずる電気の供給を拒んではならない。

- ・ 電気通信事業法第6条（利用の公平）

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取り扱いをしてはならない。

- ・ 同法第7条（基礎的電気通信役務の提供）

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

ウ また、国の規制改革・民間開放推進の動きを受け、国土交通省からは、道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化に係る各種通達が出されている（平成23年12月28日国道利第18号など）。

(3) 道路占用料の法的性質について

ア 道路占用料は、道路の利用によって占用者が受ける利益を徴収するものである。

イ 道路法第39条は、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができ、占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定めるとされている。

ウ 区では、新宿区道路占用料等徴収に関する条例（昭和28年新宿区条例第11号）を定め、同条例第4条で「占用料は、占用の期間（・・・略・・・）に係る分を、占用の許可をした日（・・・略・・・）から1月以内に納入通

知書により一括徴収するものとする。」と規定している。

エ 道路占用料の徴収と道路占用許可処分との関係について、千葉地裁昭和53年6月16日判決は、「道路管理者は、占用許可の附款（負担）として道路占用者に占用料の納付義務を課することができるが（道路法第39条）、右占用料の徴収は、占用許可とは別個の処分と解される。従って、被告が本件の道路占用につき、訴外公団から占用料を徴収せず、もしくは、不当に廉価な占用料を定めたような場合に、占用料の徴収自体について、これを是正するため、監査請求をなし、ひいては、違法な財産管理行為として住民訴訟の対象とする余地があるとしても、右は本件処分とは別個の処分であるから、本件処分が直接に住民訴訟の対象とされるものではない」としている。

(4) 私有地に対するケーブルの架設について

ア 電気通信事業法第128条第1項では、認定電気通信事業者（東日本電信電話株式会社、KDD I株式会社、ジェイコム株式会社等）は、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物を利用することが必要かつ相当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その土地等の所有者等に対し、その土地等を使用する権利の設定に関する協議を求めることができるとし、これに基づき、国（総務省）は、IT戦略会議・IT戦略本部合同会議で取りまとめられた取組方針である「線路敷設の円滑化について」に則り、電気通信事業法第128条第1項に規定する他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能するものとして、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成13年4月、平成22年4月最終改正、総務省）を定めている。

イ また、電気事業者たる東京電力株式会社についてみると、電気事業法第18条により電気の供給義務が課せられており、電柱、電線等が私有地に設置又はかかる場合は、設置者と土地の権利者との交渉によりそれらの設置等を進めているのが実態である。

(5) 本件電線若しくは本件移管電線に係る占用許可及び占用料徴収の実態について

ア 平成18年10月12日、東京電力が行っていた光ネットワークカンパニーに係わる事業をKDD I株式会社と統合することが発表され、平成19年1月1日から両社が提供する情報通信サービスが統合された。

イ これに伴い、それまで東京電力株式会社が所有していた本件移管電線に関し、KDD I株式会社から新宿区に対して、道路占用許可申請書（平

成19年3月1日、第K60990号)が提出された。これによると、電気通信事業の用に供する電気通信設備を設置するため、KDDI株式会社は、東京電力株式会社から該当設備(共架電線176,527m、地下電線33,958m)の移管を受けたことが分かる。また、KDDI株式会社で保管されている占用物件位置図の閲覧により、近衛185号柱付近の電線、すなわち本件電線の存在を確認することができた。

また、上記申請に対する同年3月2日付、18新環管企第S-22号の区の道路占用許可書の記載内容は次の表のとおりである。

(新規)	平成18年度の占用許可
許可年月日	平成19年3月2日
許可権者	新宿区長
占用目的	認定電気通信事業の用に供する電気通信設備を設置するため
占用期間	平成19年1月1日から平成22年3月31日まで
占用区域	新宿区内一円
占用数量	東京電力(株)からの数量移管 ・共架電線(共用電線) 176,527.0m ・地下電線(共用電線) 33,958.0m
占用料金	別途発行する納入通知書により納付すること (18年度分) 2,322,072円 @48円×176,527m×3/12=2,118,324円 @24円×33,958m×3/12=203,748円

※なお、上記道路占用許可申請書に添付された「占用数量内訳書」では、「共架電線(共同)176,527m」、「地下電線(共同)33,958m」となっていることを確認した。

このことから、KDDI株式会社が東京電力株式会社から電気通信設備の移管を受け、区は占用料の納付を通知していたことが分かる。
ウ 更に、平成22年4月1日付、22新み土企第S-1号の道路占用許可書の記載内容は次の表のとおりである。

(更新)	平成22年度の占用許可
許可年月日	平成22年4月1日
許可権者	新宿区長
占用目的	電気通信事業の用に供する電気通信設備を設置するため
占用期間	平成22年4月1日から平成32年3月31日まで
占用区域	新宿区内一円
占用数量	・共架電線299,158.10m ①単独電線58,189.10m ②共同電線240,969.00m ・地下電線109,849.22m ・管路473.10m ・管路(地中化減免)702.50m
占用料金	別途発行する納入通知書により納付すること (22年度) 24,236,838円

- エ KDDI株式会社が作成し、保管する「新宿区専用の数量管理票」によれば、本件移管電線を含む共架電線（共同電線）の占用数量の推移は次の表のとおりである（平成18年度当初～平成22年度当初）。

(単位:m)

占用物件	18年度継続数量	18年度許可数量	18年度移管数量	19年度継続数量
共同電線	57,014.00	0.00	176,527.00	233,541.00
符号	A	B	C	D = A + B + C
占用物件	19年度継続数量	19年度許可数量	19年度移管数量	20年度継続数量
共同電線	233,541.00	258.00	0.00	233,799.00
符号	D	E	F	G = D + E + F
占用物件	20年度継続数量	20年度許可数量	20年度移管数量	21年度継続数量
共同電線	233,799.00	7,170.00	0.00	240,969.00
符号	G	H	I	J = G + H + I
占用物件	21年度継続数量	21年度許可数量	21年度移管数量	22年度継続数量
共同電線	240,969.00	0.00	0.00	240,969.00
符号	J	K	L	M = J + K + L

このことから、本件移管電線に係る「18年度移管数量 176,527.00」は、上記イの許可占用数量と一致し、その後、新たな許可がされるごとに占用数量は累積され、「22年度継続数量 240,969.00」は、上記ウの許可占用数量と一致することが確認できる。

つまり、本件電線を含む本件移管電線は、上記ウの平成22年4月1日付、22新み土企第S-1号の道路占用許可書の占用数量に含まれていることが分かる。

- オ 一方、平成27年3月24日付けのKDDI株式会社建設統括本部 建設本部 光インフラ建設部長名の新宿区みどり土木部土木管理課長あての「弊社占用物件の調査結果について」の文書によると、上記ウの平成22年4月1日の道路占用更新手続き時に提出した占用物件位置図に本件移管電線が記載されていないことが判明した。

すなわち、本件電線のみならず、本件移管電線そのものが同位置図からもれていた。

そこで、KDDI株式会社は、上記ウの平成22年4月1日の道路占用更新手続き時に提出した占用物件位置図を修正するため、平成27年3月24日、新宿区に対して、道路占用許可申請書を提出した。同申請書の占用の目的欄には、「許可番号22新み土企第S-1号（平成22年4月1日）の占用物件位置図の修正」と記載されていた。

上記申請に対する同年3月25日付、26新み土企第S-81号の区の道路占用許可書の記載内容は次の表のとおりである。

	平成26年度の占用許可
許可年月日	平成27年3月25日
許可権者	新宿区長
占用目的	電気通信事業の用に供する電気通信設備を設置するため
占用期間	平成22年4月1日から平成32年3月31日まで
占用区域	特別区道内 新宿区内一円
占用物件及び 占用数量	占用物件一覧表のとおり（変更なし） 占用物件位置図については、22新み土許可第S-1号から変更
占用料金	別途発行する納入通知書により納付のこと （平成26年度分） 徴収済

このことから、上記平成27年3月25日付け占用許可処分は、上記ウの平成22年4月1日の道路占用更新手続き時に提出した占用物件位置図の修正のために行われたものであることが分かる。

カ 占用料については、平成19年度から平成26年度までの歳入予算整理簿、納入済通知書によりKDDI株式会社からの占用料の各年度内における納入が確認できる。

年 度	納 入 者	収入額（円）	領収日又は執行日
18（継続分）	KDDI(株)建設部	7,069,404	平成18年5月25日
18（1月移管分）	KDDI(株)建設部	2,322,072	平成19年4月2日
19（継続分）	KDDI(株)建設部	19,375,017	平成19年5月14日
20（継続分）	KDDI(株)東京北エンジニアリングセンター	19,536,572	平成20年5月9日
21（継続分）	KDDI(株)東京北エンジニアリングセンター	20,113,852	平成21年5月12日
22（継続分）	KDDI(株)東京中央エンジニアリングセンター	24,236,838	平成22年5月25日
23（継続分）	KDDI(株)技術統括本部建設本部光インフラ建設部	24,890,365	平成23年5月9日
24（継続分）	KDDI(株)技術統括本部建設本部光インフラ建設部	25,012,992	平成24年5月7日
25（継続分）	KDDI(株)技術統括本部建設本部光インフラ建設部	30,451,574	平成25年5月15日
26（継続分）	KDDI(株)技術統括本部建設本部光インフラ建設部	31,548,516	平成26年6月2日

新宿区の休日を守る条例（平成元年新宿区条例第1号）第1条第1項は、日曜日及び土曜日等を休日とし、第2条は、「区の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが区の休日に当たるときは、区の休日の翌日をもってその期限とみなす。」として、期限の特例を定めている。

上記表の平成26年度（継続分）の占用料の納期限は、同年5月31日が土曜日、翌6月1日が日曜日だったことから、6月2日の月曜日に設定され、KDDI株式会社は当該占用料を6月2日に納入していることを納入済通知書により確認した（三井住友銀行新橋（54）の領収印を確認）。

なお、納入済通知書の保存年限は5年のため、上記表の平成22年度から平成26年度までの「領収日又は執行日」は納入済通知書の領収日

を、平成 21 年度以前の「領収日又は執行日」については同通知書が不存在のため、歳入予算整理簿の執行日（占用料の支払いの際に各金融機関等で使用された納付書の一部（納入済通知書）が区の指定金融機関であるみずほ銀行を経由して新宿区に送達され、新宿区の歳入として計上された日）を記入している。

したがって、平成 26 年度（継続分）の占用料は、指定された納期限である平成 26 年 6 月 2 日に支払われているから、KDD I 株式会社が履行期限を徒過した事実はない。

(6) 近衛 226 号柱（電柱）について

請求人が陳述の中で指摘した近衛 226 号柱は、区が所有する土地における道路法が適用されない道路（いわゆる特定公共物）上に存するものであるが、新宿区特定公共物管理条例（平成 16 年新宿区条例第 67 号）第 8 条に基づき、道路管理の一環として、道路法に準じて平成 25 年 7 月 19 日付、25 新み土公占許可第 425110 号により占用の許可を受けており、道路法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の占用料は、新宿区道路占用料等徴収に関する条例別表に定める額と同額である。

(7) 近衛 185 号柱（電柱）及び 186 号柱（電柱）の安全性について

東京電力株式会社新宿支社長からの平成 27 年 5 月 28 日付け「支持物（電柱）の強度計算について」によれば、本件区道上にある近衛 185 号柱（電柱）及び 186 号柱（電柱）の強度計算結果はいずれも総合判定が「適」であり、安全が確保できる強度となっていることを確認した。

2 判断

調査及び事実関係の確認を総合して、本件請求について以下のように判断する。

- (1) 法第 242 条第 1 項によれば、住民監査請求の対象となる行為又は事実は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理、処分」、「契約の締結、履行」、「債務その他の義務の負担」、あるいは違法又は不当に「公金の賦課、徴収」もしくは「財産の管理」を怠る事実に限られている。

ここで「財産の管理」とは、最高裁平成 2 年 4 月 12 日第一小法廷判決によると、財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為をいうとされている。

また、東京高裁平成 15 年 4 月 22 日判決によると、道路の管理においては、道路としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための道

路行政上の管理の面と、その財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理の面とがあり、住民訴訟の対象となるのは、後者の財産的管理に限られ、前者の道路行政上の管理はその対象にはならないというべきであるとされている。

これを本件についてみると、事実関係の確認のとおり、道路占用許可処分は、新宿区が、各事業者からの区の各道路部分の占用許可申請に基づき、同区の財産たる当該道路部分につき、一般交通の用に供するという道路本来の機能を維持するとともに、公共用地としての当該道路部分を交通以外の用に供することを許可するか否かの、もっぱら道路行政上の見地からなした処分であって、法第 242 条第 1 項所定の財務会計上の行為ということとはできない。すなわち、本件道路管理者としての道路占用許可は、道路行政上の処分であり、法第 242 条第 1 項所定の財務会計上の行為ということとはできず、監査請求の対象となる財産の管理もしくは処分行為には当たらない。

また、新宿区特定公共物管理条例は、区が所有する道路法が適用されない道路等を常に良好な状態に保つよう維持することで適正な利用が図られるように管理することを目的としており、当該道路等の財産的価値の維持・保全を目的としたものではない。従って、近衛 226 号柱（電柱）に係る占用の許可についても、もっぱら特定公共物の行政上の処分であり、その財産的価値に影響を及ぼさない限り法第 242 条第 1 項所定の財務会計上の行為ということとはできず、監査請求の対象となる財産の管理もしくは処分行為には当たらない。

請求人は、占用料の不当利得は直ちに業者に返還すべきである旨主張する。しかしながら、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである」（最高裁平成 6 年 9 月 8 日第一小法廷判決）ことからすれば、前出の千葉地裁昭和 53 年 6 月 16 日判決が示すとおり、占用料を徴収しない、あるいは不当に廉価な占用料を定めた等の事情のない本件においては、そもそも新宿区に損害が生じておらず、不当利得の返還が住民監査請求の対象とされるものではない。

- (2) 事実関係の確認によると、KDD I 株式会社は、平成 22 年 4 月 1 日からの道路占用許可更新手続きに際し、本件電線も含む本件移管電線について、占用物件位置図に記載もれをしていたが、占用数量及び占用料金については、東京電力株式会社から移管を受けた電線の占用数量（共架電線 176,527m、地下電線 33,958m）及び占用金額（2,322,072 円）を含めた占

用数量（共架電線 299, 158. 10m、地下電線 109, 849. 22m、管路 473. 10m、管路（地中化減免）702. 50m）に相当する占用料金（24, 236, 838 円）を平成 22 年 5 月 25 日に納めている。

したがって、本件電線も含め本件移管電線については、占用物件位置図に不備があったものの、それに該当する占用料の納付は適正になされており、区に財産上の損害を与えているものではない。

一方、KDD I 株式会社の電線に道路占用許可申請もれがあったとして、改めて道路占用許可申請があり、許可したことの妥当性についてであるが、当該許可処分については、新宿区道路占用規則（昭和 53 年新宿区規則第 44 号）第 3 条に規定する添付図面の一部に不備があったために、その訂正を求め、改めて適正な占用許可となるようになされた道路管理者としての道路行政上の許可処分であり、法第 242 条第 1 項所定の財務会計上の行為とすることはできない。また、当該許可処分により KDD I 株式会社が納入すべき占用料に変更を及ぼすものではなく、区に財産上の損害も発生していない。

更に、事実関係の確認のとおり、平成 26 年度の占用料は、平成 26 年度道路占用料（継続分）として、「KDD I 株式会社 技術統括本部 建設本部 光インフラ建設部」から納入され会計処理されていることが平成 26 年度歳入予算整理簿、納入済通知書で確認でき、特段の問題はない。

- (3) 請求人の見解や要望を述べているものについては、いずれも財務会計上の行為に当たらない。

3 結論

(1) 結論

本件請求については、合議により次のように決定した。

請求人の主張のうち、「新宿区の現行の杜撰な道路占用許可行政に関し監査請求の件」（平成 27 年 5 月 7 日提出）における「3. 住民監査請求の内容と根拠」の④及び⑤、並びに「みどり土木部の弁明に係る意見書」（平成 27 年 6 月 5 日提出）の 6 については、請求人の主張に理由がないものと認め、これを棄却し、その余の主張については、財務会計上の財産管理行為に当たらず、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求として不適法なものと認められるので、これを却下する。

(2) 意見

ア 今回の措置請求の原因の一つとなった占用物件図面の不備は、平成 22 年度の道路占用許可（更新）の事務処理において、申請者から提出された占用物件申請における図面の審査が不十分であったことに起因するものと言わざるを得ない。

監査対象部は、弁明の中で、電柱や電線に関する定型的な許可申請や許可の更新に際しては、書類審査で十分対応できる旨述べているが、占用数量等に増減が生じているような場合には、より慎重に審査すべきである。

イ 監査対象部の弁明によれば、平成 27 年 1 月 13 日付けで請求人に対し「占用許可申請もれが見つかったため、直ちに占用許可申請を行うよう指導した。」と回答し、その後、平成 27 年 3 月 24 日の事業者（申請者）からの報告により更新申請の際の図面に不備があったことを確認した旨述べている。そうであるならば、平成 27 年 3 月 27 日付、26 新区広聴投第 501 号「吉住健一区長に道路占用許可に係る新宿区政について改めて確認の件について」の回答の中で、「更新申請時の図面の不備」について、十分に説明すべきであった。

今後、監査対象部においては、道路占用許可に係る事務を適切に行うよう、徹底されたい。

平成 27 年 5 月 7 日

新宿区監査委員 殿

新宿区

今井 二郎

新宿区の現行の杜撰な道路占用許可行政に関し監査請求の件

私は、掲題に関し、地方自治法第 242 条第 1 項に基づき貴殿等に監査請求します。

記

1. 監査対象職員

吉住健一新宿区長、野口則行副区長、
橋口敏夫区長室長、宮端啓介区長室広聴担当課長、袴田雅夫区長室広聴担当課係長
北村仁英みどり土木部土木管理課長、小林和章みどり土木部土木管理課課長補佐、
関口知樹みどり土木部道路課長
(前 5 名は本件指摘に係る新宿区の対応方針の決裁、実行に深く関与した職員、後 3
名は本件業務の実務責任者。以下、敬称略)

2. 事態

- ①私の所有地北側に接する新宿区道上には、新宿区の許可の下、現在 50 本を超える電力ケーブル、通信ケーブルおよびこれらの支持ケーブルが 1 か所に集中架設されており、特に、ここ数年で著しく増加しました。この状況では、近い将来発生すると予想される首都直下型地震等の際には、断線あるいは電柱の倒壊等で生命に危険を及ぼす可能性が極めて高いと推測されるため、私は、宮端啓介、北村仁英、小林和章、関口智樹他多数の新宿区職員に、度々、直接面談し、改善を求めて来ましたが、彼等はもちろん吉住健一区長も、これを改めようとせず、従来同様電力会社、通信会社のなすがままに放任しています。
- ②去る 1 月 23 日の情報開示請求に基づく、新宿区（小林和章）、東京電力（株）、

資料（新宿区職員措置請求書）

東日本電信電話（株）、（株）ジェイコム港新宿、KDDI（株）および私の6者の現地立会で、「東京電力（株）が、新宿区道路上に止まらず私どもの所有地上に越境して電力ケーブルを架設していること。」「KDDI（株）が新宿区の道路占用許可を得ずに無断で通信ケーブルを架設していること」「ケーブルの1本が垂れ下がり、今にもトラックの荷台に引っかけられて、断線しかねない危険な状況にあること」等を確認しました。また、上記4社の担当者は、私共の所有地東側に私共に無断で電力ケーブル、通信ケーブル等を架設していることを改めて確認しました。当該不法ケーブルの起点と終点は、新宿区が占用を許可した東京電力（株）の電柱間に架設（管理番号、東電近衛185～同226）されており、途中に私有地があると雖も、新宿区は、柱（東電185、同226）の占用許可申請が出された際、地主の承諾が得られていることを確認して審査し、その可否を決定すべき案件であると私は判断しています。

これらの不法行為はいずれも、新宿区が占用許可申請の時点でチェックし、あるいは、その後の適正な管理を励行しておれば、決して起き得ない事態ですが、実務責任者である北村仁英、小林和章両名は、「経済産業省からは、道路占用許可の審査や管理は極力簡便にするよう指導されているので、新宿区は現行のやり方を改めるつもりはない。」と強弁します。

③私は、東京電力（株）以下4社とは、一昨年から本件事態の解決を個別に交渉して来ましたが、まともな謝罪すらもなく、未解決のままです。

4社との交渉を通して、私は、新宿区の業者凭れの、不法行為を適切に取り締まらずに放任する癒着の姿勢が彼等を増長させ、本件解決の最大の障害となっていると判断しています。

3. 住民監査請求の内容と根拠

①新宿区は道路法に定める道路管理者でありながら、道路占用許可申請者（本件の場合には東京電力（株）以下の4社）からの申請がなされても、一度として現場に赴いてその適否を審査した形跡がありません。また、その後も現場に赴き許可条件が充たされていることを確認したこともありません。（記録がありません。）

すべてを申請者に丸投げしていますが、これは法が求める道路管理者としての管理義務を明らかに怠っていると考えますので、監査し、改善するよう求めます。

②道路法は、この法律に違反する者に対処するため、道路管理者に許可の取消、効力の停止、条件の変更等状況に応じた措置を講じる権限を与えています。

しかしながら、実務責任者北村仁英は、「東京電力（株）所有の柱およびこれに係る電線は道路法令の手続きに基づき許可したもので、道路占用許可を取り消すことや占用料を返還することを考えていません。」と強弁します。

申請時点で現場も見ず、その後も一切管理していない新宿区が、適法、適正に許可

資料（新宿区職員措置請求書）

し、管理している等と主張することはできません。北村仁英の釈明は合理性、説得性を欠き、道路法やその他の法律の理解、運用方法を根本的に誤っています。

また、占用料についても、前述の立会で不法行為があることを確認しても、尚、占用料を返還しない意思を明確にするということは、新宿区自身がこれらの事業者と協働した不法行為者であることを宣言することに他なりません。

新宿区は、このような不当利得は直ちに業者に返還して自らの襟を正すべきです。北村仁英は、「私道部分の問題につきましては、電線管理者と土地所有者間の法律問題である。」と強弁し、一方で、私有地東側に無断でケーブル架設した4社は、「新宿区の占用許可を得た。」と釈明しますが、実態は、これらのケーブルは基本的には新宿区が占用許可した電柱から電柱へと架設されていて、これを許可した新宿区にも相応の責任があります。新宿区が許可申請受理の際、適正に審査し、現地確認さえしておれば、また、その後の管理が適切でさえあれば、決して私共が迷惑を蒙ることはありませんでした。

北村仁英と業者とは、お互いに責任をかぶせ合うキャッチボールをして自らの責任を回避しようと図っています。

- ③北村仁英は、前項の東京電力（株）の越境架設について「架線替えの要望があったことを伝えましたが、それに対する回答を求めてはいません。」と釈明していますが、私が求めているのは、「この事態はそもそも新宿区が現場確認を怠る杜撰な占用許可に起因するものであるから、新宿区自身はその責任を認め、解決に向け積極的に行動すべきである。」ということです。同社に責任転嫁し、事後チェックもしようとしないのは、明らかに道路管理者としての責任を放棄しています。

- ④1月23日の立会で、KDDI（株）が新宿区に無断でケーブルを架設していた事実が判明しました。小林和章によれば、同社に調査を依頼中（新宿区は自らは調査しないとのこと）で回答待ちとのことでしたが、新宿区の道路管理の杜撰さが、このような事態を招き、新宿区に損害を与えています。

結果的には、KDDI（株）に特別に便宜を図って来たことになりすし、時効等で本来得べかりし利益を喪失した可能性も十分あり得ます。

同社は、設立の経緯から原則電柱等を保有しない特異な通信業者だけに、その他にも同様の事態を発生させていることが十分予想されます。

ついては、「道路占用許可条件」には、「ケーブルには明確な所有者の表示」が義務づけられていますので、業者と凭れ合っている道路管理課任せにせず、監査委員自身が調査して実態を解明し、これまでの新宿区が得べかりし利益がどの程度なのかを明らかにするよう求めます。

同時に、自ら調査してこのような状況を見極めないまま、北村仁英が、「KDDI（株）の電線に道路占用許可申請もれがあった件については、改めて道路許可申請があり、許可しました。」ことについての妥当性を監査し、明らかにされたい。

資料（新宿区職員措置請求書）

- ⑤北村仁英は、KDDI（株）から徴収すべき占用料を3月末の決算時点で会計処理していません。事態は1月に判明したのですから、当然3月末時点では徴収されているべきですし、調査中で金額が確定していないのであれば、期末時点での見込金額を未収計上するのが、正しい会計処理のやり方です。決算処理を誤っています。
- ⑥現在の情報開示体制では、区長に請求してもその回答は、実質、実務担当者任せでその妥当性について幹部のチェックが一切なされていません。
本件について言えば、これほど多くの問題を抱えているにも拘わらず、決裁書（＝投書等の処理報告）では、吉住区長以下上級決裁者の指摘は一切なく、ただ漫然と多数の承認印が押捺されているだけです。
決裁権限を委譲しているとか報告書だからとかの言い分があるかも知れませんが、これでは担当部門の過ちや暴走を決して阻止できないと考えます。
新宿区は、国や東京都から多くの権限を委譲され執行を求められています、また、自ら条例を定め執行しています。しかしながら、それらがどんなに素晴らしいものであっても吉住健一区長以下の新宿区職員が、執行方法を過ったり、恣意的な運用をすれば、新宿区民は迷惑を蒙ります。幹部の反省と現行体制の改善を求めます。
- ⑦私は、新宿区が現在の杜撰な道路占用許可体制を改めて、新宿区民をこれ以上危険な状況に置かない、新宿区民に迷惑をかけない体制に、また、貴重な財源である道路占用料を適切、公正に徴収できる体制に再構築するよう望んでいます。
具体的には、まずは、新宿区が東京電力（株）、東日本電信電話（株）、（株）ジェイコム港新宿、KDDI（株）の道路占用許可申請責任者を招集し、私を交えてこの異常事態解決に向け協議し、試金石とするよう求めます。

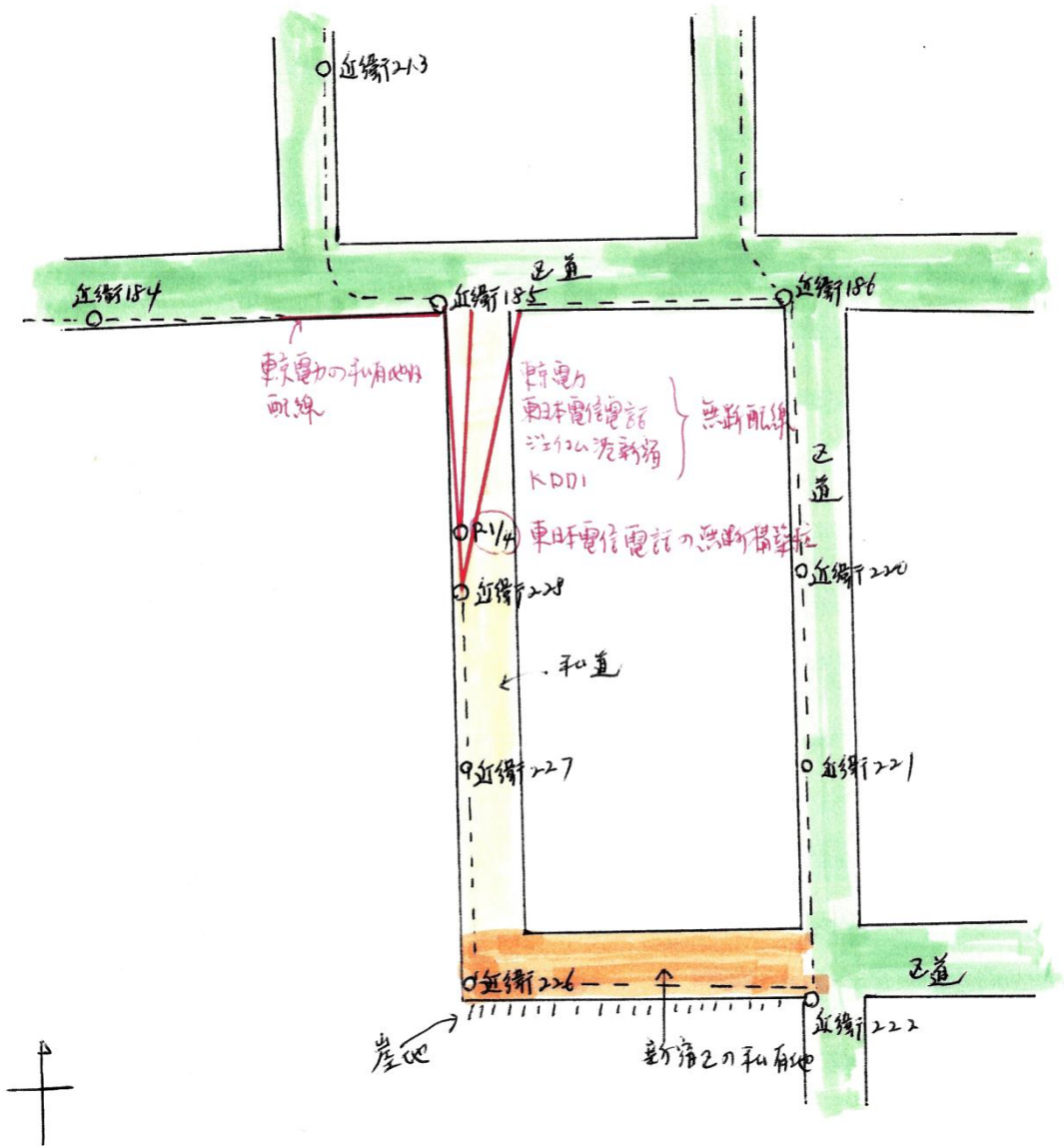
以 上

（添付資料）

- ①平成27年1月8日付、情報開示請求書
- ②平成27年1月13日付吉住健一区長の回答書
- ③平成27年2月4日付、新宿区の方針再確認書
- ④平成27年2月20日付、吉住健一区長の回答書
- ⑤平成27年3月9日付、新宿区の方針確認書
- ⑥平成27年3月27日付、吉住健一区長の回答書
- ⑦投書等の処理報告 3通

（決裁書表紙のみ、その他は担当広聴担当課から提出せしめられたい。）

イメージ図



平成 27 年 6 月 1 日

陳述書

私が、「新宿区の道路占用許可行政」について監査請求する個別、具体的な理由は、平成 27 年 5 月 7 日付の監査請求書記載の通りです。

私は、吉住健一新宿区長以下職員に、「管理職教育を徹底して、部門間の連携と牽制機能を強化し、組織としては決して過ちを起こさない体制を構築すること」、「職員全員がフェールセーフ（f a i l s a f e）の意識を持ち、区民から相談を受けた際は、常に、今の自分のやり方が本当に正しいのだろうかと考え、従来通りのやり方だからというだけでは強行しないこと」、「区民と十分対話して、より区民に寄り添った、問題解決型の区役所実現に努力すること」を求めています。

これは、「新宿区職員の行動基準及び責務等に関する条例」第 3 条に定める「職員の公正な職務遂行のための行動規準」の趣旨そのものと考えています。

私は、「許可行政」というものは、「本来一般的に禁止されていることを特別な理由により、行政機関が特定の者にその禁止を解除する行政であり、担当行政機関は、当該許可によって第三者の権利を侵害したり、その生命を危険に陥れる可能性が皆無であることを確認してその適否を判断しなければならない。また、担当行政機関は、その後の適切、適正な管理によって発見した条件違反については、当該特定者に命じて速やかに是正措置を講じなくてはならない。許可を受けた者が指示に従わない場合は、当該許可を取消さなくてはならない。」と理解しています。

現状、道路管理者である新宿区は、電力会社や通信会社から道路占用許可申請を受理しても、現地確認や構築物の構造確認等道路法が求める要件を検討をすることなく無原則に道路の占用を許可し、その後もまともな管理をせず、業者のなすがままに放任しています。

本件について言えば、1 月 23 日の現地立会で、新宿区は、問題が生じていることを確認したにも拘わらず、その責任の全てを業者に押しつけて、本日に至る迄、自らは何ら有効な措置を講じていません。他方、無許可の道路占有業者 K D D I（株）には、拙速に事後的に許可を与えて事実を糊塗し、加えて、同社を含む不法行為業者から徴求した道路占用料の返還を拒んで不当利得を適正に処理せず、以て、自らの不作為の責任を隠蔽しようとする意図が窺えます。

新宿区は、国や東京都から法令等に基づく多くの権限を委譲され、執行を求められています、また、自らも条例を定め執行しています。

しかしながら、それらがどんなにすばらしいものであっても、執行者である新宿区がその方法を誤ったり、恣意的な運用をする、あるいは、法が求めているにも拘わらず、敢えて執行しなかったりすれば、区民はその恩恵に浴することができないだけでなく、今回のように迷惑すら蒙ることとなりますので、改めるよう求めます。

政府は、「今後 30 年以内に、新宿区（東京都庁）で、震度 6 以上の地震が発生する確率は 46%（地震調査研究推進本部）」と未曾有の生命の危険性が年々高まって

資料（陳述書）

いる、切迫していると警告しています。このような状況下においては、新宿区民にとって最も重要なライフラインである「道路」は、通行の安全性確保を最優先すべきで、インフラ整備のための、電力ケーブルや通信ケーブルの架設は、構造上倒壊や折損の危険性が高い「電信柱による架設」（含、共同架設）から、より安全な「ケーブル地中化による架設」に方針転換して道路占用許可行政を行うべきです。

平行して、新宿区自身が既設の電信柱の耐震性を確認し、放任している架設ケーブル本数の削減を計画的に推進して、道路管理者としての本来の責務を果たすべきです。

震災時、電信柱は、構造上倒壊の危険性が高く、その埋設方法、経年劣化やこれに伴う継ぎ目の腐食等により折損することが十分予想され、その長さ故に道路上の危険物であるに止まらず、道路に隣接する第三者にも被害を及ぼしかねない危険物です。新宿区は、現状その耐震性を一切確認していませんし、私が指摘しても、将来にわたって確認するつもりはないとを拒んでいます。善良な道路管理者としての務めを怠っていると判断しています。

昨年、新宿区のモニター会議で、防災担当幹部は、「震災発生時、新宿区役所は、帰宅困難者対策に追われ、他の対策をなす術も、人手もない。区民は、自分の身は自分で守って欲しい。」との趣旨の説明をしましたが、私は、新宿区が、日頃、道路管理者としての責務をきちんと果たす、それだけでも、震災時における区民の生命の危険性が今よりずっと軽減され、安心感をもたらすものと確信しています。

先日、川崎市の簡易宿泊所で火災が発生、30人近くが死亡、行方不明、重軽傷を負う大惨事となりました。

問題は、川崎市消防局が、昨年、立入検査をして建物の構造等を確認していたにも拘わらず、市内部間の情報共有体制の拙さ故に、当該建物が違法建築であることを見抜けず、適切な指導ができないままに悲惨な事態を招いたことです。

川崎市の行政責任が問われ、人災とも言われています。

翻って、本件は、区長室広聴担当課が処理しましたが、実態は、回答課（道路管理課、道路課等）なる部署に丸投げして、広聴担当課長はもちろん、その上席者である区長室長、副区長、区長に至る迄、漫然と決裁印を押捺しているだけです。

私は、本件については、30人近い職員と議論し、協議しましたが、例え問題意識を持っていても他人の管轄には干渉しない、幹部は部下の神輿に大人しく乗っかるのが好ましいという雰囲気蔓延しています。

新宿区役所の職員一人、一人が、このような縦割り意識を払拭しない限り、情報の共有やコンプライアンスの徹底は、到底、望むべくもなく、新宿区が川崎市と同様の不幸な事態を惹起する可能性は高いと憂慮しています。

職員の意識改革を図って頂きたい。

最後に、自ら惹き起してしまった過ちは、自らが速やかに正さなくてはなりません。吉住健一区長には、道路管理者として主体性を持って行動し、その責任を果たすよう求めます。

以上

平成27年6月5日

新宿区監査委員 殿

今井 二郎

みどり土木部の弁明に係る意見書

平成27年5月21日付みどり土木部土木管理課の弁明書について、私は、以下の通り意見を述べ、反論します。

記

1. 監査対象職員の追加

6月1日の陳述において、みどり土木部長野崎清次が新宿区を代表して陳述しました。同人は、組織上、私がこれまで交渉して来たみどり土木部道路課、同道路管理課を統括する立場にあり、決裁書（「投書等の処理報告」）に押捺はしていませんが、実質的に本件に係る新宿区的意思決定に深く関与していることを明らかにしました。ついでに、私は、監査対象職員に同人を追加するよう求めます。

2. 「占用許可の際の現場確認」に関する弁明について

新宿区は、道路法に定める道路管理者であり、当然のことながら、管理者として民法の定めにした「善良な管理者の注意をもって、事務を処理する義務」があります。

「善良な管理者」とは、野崎清次の言うような単なる書類だけの形式審査に止まるのではなく、審査の実質が伴い、道路占用許可行政についての相当の精通者による、無過失の判断が必要とされると考えています。

野崎清次が、弁明のより処とする国土交通省通達の「道路占用許可申請書の添付書類については、占用許可申請に必要な最小限のものを求めることとし、申請者に過度の負担をかけることのないよう厳に留意すること」については、国土交通省道路局路政課は、「当該通知の趣旨は、申請者の過度の負担にならないよう配慮しながらも、道路占用許可に必要な添付書類は、当然のことながら求めるべきであるということ。道路法はその適用を道路に限った法律であるが、占用許可に際し、第三者の権利を侵害するといった他の法律に反する行為や占用許可を理由にこれを是認するようなことは全く想定していない。また、個別に立地明細を表示した地図添付の無い申請で許可したり、全く現地に赴かないで道路管理する等は、道路管理者としての責務を果たせないもので、あり得ないことと考えている。」との見解を示しています。

（私が、6月2日、国土交通省を訪ね、弁明書を提示して見解を求めました。）

既に、監査請求書で指摘の通り、みどり土木部は、これまで占用許可申請受理時にも

資料（弁明に係る意見書）

ちろん、その後も現地に赴くことをせず、管理の記録も一切ありません。今後もその方針を変更する意向はないとのことですが、新宿区の現在の道路管理は、道路法の趣旨を曲解した杜撰な管理以外の何物でもありません。抜本的に改めるべきです。

3. 「私有地上の電線」に関する弁明について

本項における野崎清次の弁明は事実認識に誤りがあるだけでなく、1月23日に現地立会をした新宿区の担当職員小林和章は事実を偽っています。

真実は、以下の通りです。（以下、監査請求書イメージ図に基づいて説明します。）

① 1月23日の現地立会で、東京電力（株）、東日本電信電話（株）、（株）ジェイコム港新宿、KDDI（株）の4社は、近衛185もしくは近衛185から同186の中間を起点とし、近衛226を経由して近衛222に至る迄、電力ケーブル、通信ケーブルおよびこれらの支持ケーブルを架設していることを実地に確認しました。その内、前3社は、当該架設の際は、新宿区に占用許可申請して許可を受けたこと、KDDI（株）は無許可で架設していることを認めました。

なお、新宿区およびKDDI（株）を除く3社は、当初の許可申請書類は書類保存期限を過ぎたので廃棄したとして開示しませんでした。

② 立会に参加した東京電力（株）新宿支社新宿制御所配電保守グループ Aは、平成18年秋から平成19年春にかけて私共の私有地上に無断で当該電力ケーブルを架設したことを認めました。同様に、東日本電信電話（株）東京北支店設備部門 B、（株）ジェイコム港新宿技術部 C、KDDI（株）光インフラ建設部 Dも同時期に無断で通信ケーブルを架設したことを認めました。

小林和章は、その場に立会、これを聞いていたのですから、当然のことながら、「私道上の不法行為を確認」しています。

野崎清次は、監査委員に虚偽の弁明をしました。

更に言えば、同日以降、新宿区は業者と個別に打ち合わせた（平成27年3月27日付26新区広聴投第501号）のですから、北村仁英も吉住健一区长以下も事態を承知していたはずですが、新宿区がその気になれば、道路管理者としていつでも上記4社に確認できます。

③ 近衛226の柱は、道路ではなくて新宿区の私有地上に立地しているため、新宿区特定公共物管理条例に基づき占用を許可されています。同条例施行規則第8条2（9）によれば、許可申請の際、「占用等が当該地先若しくは隣接地先の土地建物に影響を与えると区長が認める場合又は地元居住者の同意が必要であると区長が認める場合にあっては、当該土地建物の所有者若しくは占有者又は地元居住者の同意書」の提出が義務づけられています。

同柱の占有許可申請が提出された時、新宿区は、添付図面から私共の土地に影響を与

資料（弁明に係る意見書）

えることが容易に予想できたのですから、区長は、東京電力（株）に私の同意書添付を要求すべきでした。私は、新宿区が私の同意書提出を求めておれば、今回の東京電力（株）、東日本電信電話（株）、（株）ジェイコム港新宿の不法行為は起きなかったと判断しています。

更に、吉住健一区長は、上記条例を熟知しながら、また、本件事態を知りながらも、KDDI（株）には、申請時に「私の同意書」添付を求めず、拙速に、事後的に占有を許可しましたが、吉住健一区長自らが条例の趣旨を蔑ろにしています。

仮に、KDDI（株）のケーブル架設が、野崎清次が弁明するような事業移管によるものであるとしたら、新宿区は、同社からの占有許可申請書添付の図面から当該架設ケーブルが私の所有地上を通過しているのを容易に知り得た訳ですから、尚更のこと、「私の同意書」の提出を求めるべきでした。

については、吉住健一新宿区長は、4社に新宿区特定公共物管理条例の趣旨を説明し、「私の同意書」提出を求めた上で、占用許可の諾否を改めて審査すべきです。

また、私は、吉住健一新宿区長に、東京電力（株）に認めた近衛226の占有許可を更新（現許可の期限、平成32年3月31日）する際は、前記条例規則に則り必ず「私の同意書」を申請書に添付させるよう予め求めておきます。

- ④ 現地立会で、東京電力（株）は、道路占有許可を受けた近衛184から同185に至る電力ケーブルが私共の所有地上に越境して架設していることを認め、立会った小林和章もこれを視認しています。

道路占有許可は、電柱の立地位置、電力ケーブルの架設状況が一体、不可分でなされるもの（国土交通省見解）であり、当該区道上において明らかに不法状態にあります。これは新宿区が同社から道路占有許可申請を受理した際、添付された資料でその構造を適切に検討しなかった、もしくは、その後の管理を怠ったが故に生じたもので、新宿区の道路管理者としての不作為に因るものです。

状況は1月23日の立会時点のまま放置されていますので、新宿区はいつでもこれを確認できますし、私も要請があれば再度立会に応じる意向はあります。

従って、野崎清次の「区道上において、これらの占有物件は不法状態にない。」との主張は、事実と反しています。

加えて、私有地東側の4社の不法行為もあり、近衛184、同185、同186、同226、同222に係る占用料の源泉は、不法行為による不当利得ですから、業者に返還して、新宿区は、「不正な金は一切受取らない、不当利得は速やかに精算する」姿勢を明確にし、襟を正すべきです。

- ⑤ 私は、私道部分の問題解決については、私共と関係事業者それぞれが個別に、相対で協議、解決するつもりであり、新宿区の関与は求めてはいません。

ただ、私道上の不法行為の起点と終点とが新宿区道上、新宿区特定公共物上にあり、新宿区が占有を許可しているので、これを取消し、その原因を取り除くよう求めています。

資料（弁明に係る意見書）

るだけです。

私は、一昨年末から、4社と本件不法行為の解決に向けた交渉を続けて来ましたが、コンプライアンス意識の希薄な業者は、「新宿区に許可をもらっているから」として交渉に応じませんし、KDDI（株）のような完全にもぐりの業者もいます。

私は、陳述しましたように「許可行政」というものは、「本来一般的に禁止されていることを特別な理由により、行政機関が特定の者にその禁止を解除する行政」ですから、当該許可によって、直接、間接に第三者の権利を侵していることが明らかになった際は、これを取消して本来の禁止の状態に戻し、法全体の秩序を守るべきである、これが吉住健一区長の執るべき行政であると考えています

- ⑥ 現地立会の際、前述の4社の担当者と小林和章、私の6名が連れだって近衛185から同226、同222迄を事態を確認しながら歩きました。（内容は前記②）

従って、小林和章が、私道上の不法行為の存在を確認したのは明らかです。加えて、新宿区は、その後、これらの業者と打合せをして確認したはずですし、これからでも道路管理者としていつでも業者に確認できます。

野崎清次の「なお、平成27年1月23日の現地立会は、請求人から区道上の電線の説明を求められたため実施したもので、区が、請求人が主張する私道上の不法行為を確認したものではない。」との弁明は、新宿区の責任逃れの意向を吐露したに過ぎません。

新宿区が、本当に確認したいのであれば、どのような方法、手順で確認したいのか具体的に要請してもらえれば、私はその実現に全面的に協力します。

4. 「東京電力（株）の越境架線」に関する弁明について

野崎清次の「区は、当該道路に架設されている東京電力（株）の電線の一部が、請求人所有地側に越境していることを東京電力（株）とともに確認した。」との確認は、その場で、土地所有者である私が、このような越境を認めてはいないと抗議し、東京電力（株）担当者もこれを認めましたので、新宿区が、区道上において不法行為が存在することを認めたものと解釈します。

現地立会では、私は、4社の担当者が自社の不法行為を改めて確認した後、次の要求をしました。「新宿区に道路占用許可申請する際の責任者本人（道路占用許可申請書の記名者）が、1ヶ月以内に、直接、私に謝罪文を提出し、不法行為の解決策について協議すること。」、「私と合意が成立した後、当該責任者本人が新宿区に赴いて、その内容を報告し、今後の再発防止策を協議すること。」、「1ヶ月を経過しても、尚、業者がこれを実行しない場合は、新宿区は道路占用許可を取消すこと。」

本日に至る迄、私の要求に応じた業者は皆無で、私は、4社は反社会的企業であると判断しています。

私は、野崎清次が弁明する「新宿区は、請求人の要望に適切に対応している。」とは決して評価していませんし、新宿区に要望の伝達役などを期待していません。

資料（弁明に係る意見書）

私が、新宿区に求めているのは、道路管理者として道路法の道路占用許可に係る不法行為の存在を認めたのですから、監督処分を遅滞なく実行することです。

ただし、新宿区が、できれば話し合いで、穏便に解決したいと望むのであれば、新宿区の責任者、東京電力（株）の責任者、私の3者が一同に会して協議することに応じる用意はあります。

5. 「無断架線及び杜撰な道路管理」に関する弁明について

- ① 野崎清次の弁明は、情報開示された資料には無いので私には確認の術がなく、私が東京電力（株）と協議して来た内容とも矛盾しますので、陳述したように同人のことは鵜呑みにせず、監査委員自らの手で真実を究明されるよう求めます。

同時にその結果を議会への報告等により公表されるよう求めます。

ただ、私は、北村仁英や小林和章とは、KDDI（株）から報告があった日、平成27年3月24日以降も数回面談していますが、同人等は、その際に、情報開示請求の訂正あるいは追加説明もせず、新宿区の確認資料の開示もありませんでした。

これが事実なら、吉住健一新宿区長は一連の情報開示に過ちがあったことを認め、私に謝罪して訂正しなくてはなりません、また、新宿区の杜撰な事務管理によりKDDI（株）にあらぬ疑いをかけたことを同社に謝罪すべきです。

私は、立会日当日、KDDI（株）光インフラ建設部 **D**、コンシューマ営業本部 **E** が、後日、コンシューマ営業本部 **F** が無断架設を認めた経緯もあり、野崎清次の弁明は信頼し難く、未だに疑っています。

- ② KDDI（株）は、現在も、尚、私有地東側の私道上で不法行為を行っています。

仮に、野崎清次の弁明が事実とすれば、新宿区は道路占有権の転売を私有地上の分も含めて認めた可能性が高く、契約書の写しあるいは添付図面で、転売の許可は、新宿区道上のものに限定していることを具体的に証明されたい。

私有地東側の私道上の架設分まで新宿区が、土地所有者に無断で占有権の転売を認め、その後転々流通させることとなれば、私は自らの権利を回復することが極めて困難になります。公有財産管理では厳しく制限されている行為です。

6. 「占用料徴収」に関する弁明について

「KDDI（株）から徴収すべき占用料は適正に処理している。」との野崎清次の弁明は、前記①の通り新宿区の当初の判断が誤っていた可能性がある以上、私には言及のしようがありませんので、監査委員が確認し、その適否を判断されたい。

ただ、この判断の変更は新宿区の道路占用管理の杜撰さが招いたものであることは紛れもないことですし、平成26年度分を規定より9日遅れの平成26年6月9日に徴求しておきながら、野崎清次が「適正に処理している。」との主張するは、資金効率を考慮しない、区有財産管理上の明らかな規定違反であることを指摘しておきます。

（新宿区道路占用料等徴収に関する条例第4条1では、「占用料は毎年5月31日ま

資料（弁明に係る意見書）

でに徴収する。」と規定されています。）

7. 「現行体制の改善」、「道路占用体制を改めること」に関する弁明について
上記2項については、既に陳述していますので、省略します。

8. 現在進行中の不法行為の解消について

① 近衛184から同185に至る東京電力（株）の不法行為については、新宿区が道路法第71条の監督処分を行った後、私が同社と交渉し解決します。
新宿区が特に望むのであれば、前述4記載の要領で協議に応じます。

② 私有地東側私道上の不法行為については、前述4記載の要領で、4社の責任者の謝罪を受けた後、私が個別に交渉し、解決します。

新宿区、各社の対応如何によっては司法判断を求めることもやぶさかではありません。
基本的には近衛185、同228間のケーブルを全面撤去、近衛228、同227、同226、同222間のケーブルの全面地中化を展望しています。

これによって、首都直下型大震災の発生時でも、周辺住民は、電信柱倒壊による家屋の被害、道路の遮断やケーブル破断による感電等の危険性なく、安全におとめ山公園に避難できることとなります。一方、電力会社、通信会社は、周辺住民にケーブル架設で迷惑をかけることなく、サービス提供の義務を果たすことができます。

新宿区が、近衛226、同222間の地中化を認めれば、前述の住民避難の安全性強化に資するだけでなく、崖地上に立つ近衛226倒壊による落合中学校への直接被害も完全に防止できることとなります。新宿区の協力を期待しています。

以 上

（注）措置請求書、陳述書、弁明に係る意見書は原文のまま掲載し、事実証明書及び弁明書は省略した。

ただし、各事業者に関する個人名はアルファベット表記等とした。